

盛岡地方振興局長告示第 131 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 23 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

理事

宮 野 政 春 八幡平市荒屋新町 107 番地